

令和6年6月14日

市政記者クラブ 様

教育委員会
部活動振興課長 平尾隆明
(972-3383)

市立中学校部活動における練習試合中の事故について

1 当該生徒

名古屋市立滝ノ水中学校（緑区） 2年生男子生徒

2 経 過

- (1) 5月25日（土）午前9時頃、他校で部活動の練習試合中、当該生徒の前頭部に、相手校の生徒の膝が強く当たった結果、負傷し目上が重度に腫れた状態になった。
- (2) 顧問（教員）は監視しておらず、他の生徒の報告で中間休憩時に気付いたが、管理職・保護者への連絡網不携帯だったため、他生徒の保護者が当該生徒の保護者に連絡を行った。事故発生からの約2時間、顧問（教員）は救急搬送の要請や管理職への連絡を完全に怠った。
- (3) 到着した保護者が即座に他校近隣の救急病院で受診させた結果、専門医の対応が必要なことが判明し、救命救急センターへ救急搬送された。その結果、一命をとりとめた。

3 けがの程度

救命救急センターのSCUで、左急性硬膜外血腫の緊急手術を行い、12日間入院し、自宅療養期間を経て6月13日（木）より登校し、現在通院して経過観察をしている。

4 教育委員会による当該校への指導

- (1) 頭を強く打っていることから、顧問（教員）が速やかに救急搬送を要請すべき案件であり、不適切な対応であった。令和4年7月5日に名古屋市昭和区の市立小での事故以後、名古屋市の「学校保健の手引」修正（令和6年3月）と文部科学省の「学校事故対応に関する指針」改訂（令和6年3月）にもかかわらず、救急搬送の要請が徹底できなかった。当該校へ厳しく指導し、教育委員会の指導体制について猛省する。
- (2) 全校集会や保護者説明会を開催させるなど、当該校の生徒や保護者に対して現在、通学している当該生徒への配慮を依頼するとともに、再発防止策について説明させ、当該校に当該生徒の今後の学校生活と将来について最大限の配慮を要請する。

5 今後の対応

- (1) すべての学校に今回の事故の経緯を共有し、頭や胸を強く打った場合は、命の危険があると想定し、ためらうことなく救急搬送を要請することを周知する。
- (2) 今回の事例を踏まえ、休日部活動における生徒負傷時の緊急対応を徹底するため、改めて「学校保健の手引」の内容をすべての学校に周知し、再発防止に最大限努める。